

第289回8月定例教育委員会議事録

委員会次第

1. 開会宣言
2. 教育長あいさつ
3. 会議録の承認
4. 審議事項
5. 報告事項
6. その他
7. 閉会宣言

開会日時

令和7年8月28日（木）午後1時00分

会場

安来市役所 安来庁舎 3階 301会議室

出席委員の氏名

教 育 長	秦 誠 司
委 員	平 野 千 恵
委 員	青 砥 洋
委 員	原 智
委 員	寺 田 禎

出席者の氏名

教 育 部 長	遠 藤 浩 司	全議題
教育総務課長	岩 崎 幸 志	全議題
学校教育課長	三 代 和 宏	全議題
給食教育課長	内 藤 有 里 子	全議題
文 化 課 長	金 山 尚 志	全議題
地域振興課長	細 田 浩	議第13号
教育総務課主査	加 藤 理 子	全議題
学校教育課主査	小 西 修 二	全議題
教育総務課主幹	安 藤 史 章	全議題
教育総務課主幹	徳 永 敦 雄	全議題

1. 開会宣言

午後1時00分 教育長が開会を宣言する。

2. 教育長あいさつ

(教育長)

最近熊の目撃情報が複数回にわたり頻発しておりまして、全国的にも人が襲われるような事案も発生しております。特に宇賀荘小学校校区では下校時に教職員や地域の方が一定程度付き添い歩いたり、防犯ブザーを付与するなど安全対策をとっていただいているところでございます。また目撃情報があればすぐに学校にメールを流し、注意喚起メールを学校から保護者の皆さんにも流す体制にしておるところでございます。何事もなければいいのですけれども、農作物の被害など、イノシシなど野生動物に脅かされる日が続いています。

夏休みも終わりに近づいてきており、基本的には、1日から2学期の全校スタートなのですが、すでに中学校は、26日に二中・三中、昨日が一中と伯太中、本日が広瀬中がスタートしておりまして、明日29日は荒島小と山佐小が始業式を行い2学期が始まります。夏休み明けは生活リズムが乱れ、それがきっかけとなり不登校になったり、全国的に子どもの自死が多くなるということも言われております。特に、休み明けはきめ細かくいつも以上に子どもの様子をしっかりと見て欲しいということも、学校の方へ周知をしました。

また明日は、「少年の主張安来市大会」がございまして、委員の皆様もご都合がつけばご参加くださればと思います。

3. 会議録の承認

第288回7月定例教育委員会

(承認)

4. 審議事項

- 1) 議第12号 安来市給食センター管理運営規則の一部を改正する規則の制定について

(給食教育課長) 資料1により説明

このたびの改正は、本規則で運用しております、安来市事務処理規定が改正されたことにより、引用条項につきまして、所要の改正を行うもので

す。内容としましては、安来市においては、令和7年4月から文書管理電子決裁システムを導入し、公文書の電子的管理を行うことになりました。安来市事務処理規程につきましても、令和7年4月1日付けで、システムの運用に即したものに改められたものです。改正につきましては、第7条におきまして、引用する規定の例規番号を記載の通り改めるものでございます。

(承認)

2) 議第13号 市議会9月定例会議提出議案(予算)について
(教育部長) 資料2により説明

1項目、給食教育課、給食センター管理事業です。修繕料としまして900万円を計上しております。平成28年4月に操業を開始し、令和4年4月には市内の全小中学校へ給食を提供しております。給食センターですが、操業開始から9年が経過しており、経年劣化による施設の破損や設備の故障等につきましては、緊急対応をしております。当初予算において、410万円を措置しておりましたが、想定以上の修繕が必要となり、このたび900万円の増額を措置するものであります。3の事業内容にありますように、専用の機器となりますが、安心安全な給食の提供を止めることなく継続するために様々な対応を行っております。

続きまして総合文化ホール指定管理料の債務負担行為設定です。1、事業概要です。総合文化ホールの複数年契約による指定管理のため、指定管理料について債務負担行為の設定を行うものです。この債務負担行為につきましてですが、地方公共団体の関係は、地方自治法に会計年度独立の原則というのが定められております。会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てなければならないとされており、複数年にわたる予算執行は原則として認められていないということになります。しかしながら、現実的には予算執行が、複数年にわたるケースも出て参ります。その例外の1つに、地方自治法に定められた債務負担行為があります。2、期間、限度額及び財源内訳です。期間が令和7年度から令和12年度までと、複数年に渡っております。限度額及び財源内訳は、限度額が8億1900万円です。財源内訳は一般財源の8億1900万円となっております。このように、令和8年度から令和12年度までの予算を、令和7年度に確約するものでございます。なお、この債務負担行為が議決されますと、次年度以降の議会において、この予算計上を否決することができなくなるという効力を有しております。このように、年間で1億6380万

円（５年間の予算）を確約し、向こう５年間の指定管理の契約を締結できる仕組みとなっております。主な事業内容ですが、文化事業に関する業務及び総合文化ホールアルテピアの管理運営業務として、記載の業務を契約に基づき、履行いただきます。指定管理選定の経過は記載の通りでございます。

（地域振興課長）

保健体育費体育施設整備事業について説明します。事業概要ですが、安来運動公園野球場のスコアボードは、令和５年度末から故障により使用できない状況でございます。竣工後２０年以上経過しており、修理部品がないなどの理由により修理も不可能な状態であります。令和６年度に既存の支柱等の耐久性の調査を行いました所、使用に耐えうる状態であったため、既存の支柱等を使用いたしましての改修工事を行うものでございます。また、ＬＥＤの納入に期間を要しますことから、あわせて繰越明許費の設定をお願いするものでございます。事業費及び財源内訳につきましては、事業費９８００万円すべて過疎対策事業債によるものです。改修内容の主なものといたしましては、表示器を磁気反転式からＬＥＤに変更するものでございます。工期につきましては、令和７年１１月から令和８年６月までの８ヶ月程度を見込んでいるところでございます。

（委員）

アルテピアの指定管理料についてですが、近年物価、人件費、光熱費等が上昇しておりますが、この金額はそれを見込んでいるものでしょうか。

（教育部長）

契約につきましては見直しの条項というのがございますので、例えば光熱費が高騰した場合、双方で話し合い、その部分につきましては変更しようというのが契約の中にございますので、協議することが可能な内容の契約となっております。必要に応じて、指定管理料を変更するということは可能なものであります。

（委員）

アルテピアの指定管理料を含めた決算は公開されていますか。

（教育部長）

我々が指定管理をお願いし契約したものについては、こちらに指定管理料の決算報告はございますが、事業団体の決算については提出を求めているわけではありませんし、公開はしておりません。アルテピアの指定管理についてはきちんと把握管理しております。

（委員）

５年間を８億１９００万円というものが、いろんなことを算出した上

で出てきて、それを5で割った状態ということですね。

(教育部長)

そうです。今は令和8年度以降のものについてでございます。令和7年度分に関しましては既に契約の範囲で決まっておるところでございます。

(委員)

以前、ライトの修繕を補正予算で市の方から出したと思いますが、指定管理料以外にそういった備品などの要求があった場合は市が出さなければいけないのですか。

(教育部長)

基本的には施設は市に帰属しているものですから、契約上、軽微な修繕等であれば指定管理者に行っていただき、大掛かりなものであれば、市で対応しなければなりません。その辺りは棲み分けがされておりますので、大掛かりなものにつきましては市の方でさせていただいてるということです。

(委員)

給食センターについて経年劣化とありますが、最初からどのぐらいの期間で修繕が必要だろうという事は見込まれていたものなのか、それとも想定外だったものなののでしょうか。

(教育部長)

これは想定外でございます。基本的には、その可能性があるなら、予防修繕という形で対応します。それによって今日は給食が作れない、では困りますので、できる限りあらかじめやるのですが、どうしても機械ですから、急に壊れるということもありますし、そういった所の対応で、急遽応急処置して今日は作り、それ以降のところでは夏休みや土日で修繕するなど、そのような対応を担当課でとっています。

(委員)

2学期以降給食が作れないといったことはないということですね。またスコアボードですが、工期8ヶ月程度の修繕となっておりますが、LEDの納入があつたりということで、期間中にずっと工事しているというわけではなく、使えるということでしょうか。

(地域振興課長)

まず球場の方は、工事中も使用していただくことは可能でございます。また、注文後物資が届く迄というのには、期間がございますので実際は物資が来てからの工事ということになります。

(委員)

令和5年から使えなくなってきたのに、今まで何もされていなか

ったのは何故なのでしょう。それからセンターの所に、今ビニールシートがされていますけれども、今度設置された場合も、屋根も何も無い所で使われると、経年劣化のしやすいのではないのでしょうか。耐久性を考えたら、ちょっとしたカバーみたいなもの、屋根などがあつたら良いのではないかと思います。そのような施工は考えておられますか。

(地域振興課長)

まず1点目「今まで何もしなかった」というところでございますけど、令和6年度に支柱等の耐久性を調査をし、それを基に判断・検討をしまして、予算要求をいたしました。そして、令和7年度に設計をしたところでございますので、令和5年度壊れてから、時間がかかったというところでございます。それから、現在、ビニールシートがかけられていますのは、指定管理者であります「さくら総合スポーツ」さんが、仮設に建てられております分に掛けられているものでございまして、市のものではございません。また耐久性ですが、スコアボードは現状同様に外にあるものとして作りますので、必要な耐久性があると考えております。

(教育長)

現在ブルーシートが掛かっているのは、手づくりの応急的な物で、利用者があるためスコアが表示できないと不便で支障があるということで作っていただいた物であります。できるだけ早く物品が納入されると、来年の夏は、中学校の全中大会の会場でもあつたりしていることがあり、綺麗なスコアボードがお披露目できるといいなというには思います。発注をかけて、LEDの製造でありますので特注品みたいな感じになると思います。

(地域振興課長)

LEDになると表示がくっきりとして綺麗に見えやすくなると思います。

(承認)

3) 議第14号 市議会9月定例会議提出議案(その他)について

(文化課長) 資料3により説明

指定管理者の指定につきまして、次のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。指定施設は安来市総合文化ホール、指定管理者は米子市夜見町1895番地3、A J 共同事業体、代表者は有限会社アクティブ・プロ代表取締役

小林壮平。指定期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間であります。

アルテピアにつきましては、平成29年9月、安来市の文化芸術の拠点として多くの人々に親しまれる施設となることを目的として設置されたもので、開館以来、指定管理者は今回と同じA J 共同事業体でございます。4月18日からの公募の結果、現指定管理者のほか1団体、計2団体の申請がございました。申請者から提出された事業計画書・収支予算書等の書類を基に、安来市の施設指定管理者選定審議会において、プレゼンテーション及びヒアリングが行われ審議された結果を受け、市では、候補者を選定しました。このたび、第1候補者を指定管理者として指定するものでございます。

続きまして、議会の委任による専決処分の報告についてご説明いたします。地方自治法の規定に基づき、議会の議決により委任された事項について別紙のとおり専決処分いたしましたので、報告するものでございます。本件は、5月定例教育委員会で説明したのですが、相手方との示談が7月9日となったために、市議会9月定例会議で報告するものでございます。専決処分日は令和7年7月7日。損害賠償額は139,788円で、テールランプの取り替えや塗装などに要する費用です。事故発生年月日は令和7年5月18日、事故発生場所は安来市宇賀荘町98番地1宇賀荘交流センター駐車場、相手方につきましては記載のとおりであります。事故の概要ですが、同日午前11時30分頃、歴史文化講座の準備で駐車城案内看板の設置作業をしていたところ、突風が吹き、近くに駐車してあった相手方車両に看板が接触し、車両右後部に約15センチの傷が生じたものでございます。事故処理につきましては、市が加入しております任意保険において示談により処理を行ったところでございます。このたびの事故を受け、危険予防について改めて注意喚起を行いました。今後も、安全確保の徹底に努めてまいります。

(教育総務課長)

報告事項「市議会9月定例会議提出議案」について、先程の宇賀荘の案件と同様、5月定例教育委員会で説明した事故です。相手方との示談が、7月11日だったために、9月定例会議で報告をするものでございます。損害賠償額は、6,600円のタイヤ1本分の修理費です。事故発生年月日は、令和7年5月17日、事故発生場所は、安来市伯太町西母里1040-1、母里小学校付近、相手方は記載のとおりであります。事故の概要は、5月17日土曜日の午後1時頃、教育総務課職員が前日の16日金曜日に安来市立母里小学校敷地に設置した仮設フェンスが強風により転倒、

プラスチック製の結合器具が市道に飛び出し、それを通行中の相手方車両が踏み、左後部のタイヤをパンクさせたものです。その後、職員の作業に当たっては、現場の状況や気象条件等も予測しながら作業を行っています。

続きまして、同じく専決処分による事故処理の説明でございますが、小学校職員による、草刈り作業時の飛び石事故案件になります。損害賠償額は、47,190円で、これは窓ガラスの修理費です。事故発生年月日は、令和7年7月8日、事故発生場所は、安来市上坂田町576番、赤江小学校の隣接地の赤江交流センター駐車場です。相手方は、記載のとおりであります。事故の概要は、7月8日の午後3時半頃、赤江小学校職員が校庭の草刈り作業をしていた際に、草刈り機が地面に接触し、石を撥ね、赤江交流センターに駐車していた交流センター利用者の車両の左後部座席窓ガラスを破損させたものです。草刈り作業による飛び石事故は過去にも発生しており、各学校へは十分注意して作業を行うよう注意喚起を行っていましたが、今回の事故を受け改めて注意喚起を行いました。

(委員)

交流センターの小学校の件ですが、発生時刻は7月8日であったのに、7月の教育委員会に報告がなかったのはなぜですか。

(教育総務課長)

これまでのご報告で、損害賠償の額等を相手方との示談等がある程度決まり、議会提出できる状況になってから説明をしてまいりましたが、7月教育委員会の時点では相手方の示談が整っていなかったので報告を今月に送ったということになっています。

(委員)

アルテピアの指定管理者については2社の提案があったということですけれども指定管理料が決定してからの提案であったのでしょうか。

(文化課長)

はい。この提案にあたって、あらかじめこれまでどのぐらいの金額がかかっているかとかを含め、今後8年度からの指定管理料の積算額をあらかじめこちらの方で出しておいて、それを上限として指定管理の金額でできることを提案していただく形で募集をしました。

(委員)

東京にある企業さんが手を挙げてくださった事は大変喜ばしい事だと思います。今後もアルテピアという施設に興味をもっていただきたい。

(教育長)

赤江小の飛び石の件ですけれども刈払機講習でも再三指導・注意喚起はしておりますけれども、今後も引き続き繰り返し十分注意をしていきます。

いと思います。

(承認)

4) 議第15号 第二中学校、伯太中学校の再編について

(教育総務課主査) 追加資料4により説明

第6回再編地域協議会を8月22日に開催し、先月7月24日の定例教育委員会の際に説明しておりました内容にて、合意書を取り交わしました。これにより、本日はこの再編に関し、1. 第二中学校、伯太中学校の再編につきまして、安来市立小中学校適正配置基本計画において示された、第二中学校、伯太中学校を再編する。2. 学校の位置につきまして、再編後の場所については、通学負担、立地、整備及び費用に関する評価などに基づく総合的な判断により、現在の第二中学校とその隣接地へ新校舎を建設する。3. 再編の時期につきまして、2校の再編は、令和13年度を目途に開校を目指す。といたしまして、教育委員のみなさまに、教育委員会としての承認をいただきたく議題としております。なお、2ページには、合意書の写しを掲載しております。

(委員)

令和13年を目処にという方針が出たということで早急に対応してくださいとの声にもあるとおりで進めていかなければならないと思いますが、再編準備会の具体的開催期日予定などは決定していますか。

(教育総務課主査)

現在広瀬の方で再編協議会の次の再編準備会を立ち上げて進めております。中学校につきましては令和9年度に準備会を立ち上げるよう準備を進めております。

(委員)

なぜ令和9年度なのでしょう。できれば令和8年度からでもできないのでしょうか。

(教育部長)

令和12年度中に完成をし令和13年4月1日からの開校となりますので、そこから逆算して算出いたしました。これから用地交渉、用地取得、などを経て基本計画、実施計画になります。準備会を開催するに当たってある程度説明できる条件が出来ていない段階での開催では協議が出来ないため令和9年度のスタートとさせていただきたいと考えます。

(委員)

ハード面とソフト面があると思います。ハード面を進めていただきながらソフト面の例えば学校名、校歌、制服など先取りして色々な意見を聞き進めても良いのではないかと思います。

(教育部長)

そこについては、ある程度の基本構想、計画をもって進めさせていただきたいと考えます。あまり早くから話し合いを行っていくと委員さんの負担も大きくなり、また、当事者である教育現場の意見を聞きながら機能性なども考慮しますので、ある程度の進捗計画は一任していただけないかと考えます。

(委員)

農地転用とか、用地買収などの交渉からしなくてはならず、おそらくここがすごく変わる部分かなと思います、ここが短く、スムーズにいけば短くなるだろうし、難航する場合もあるかもしれないので、ここが令和13年度に開校になれば本当に、スムーズだったと思えるかなという感じがします。

(教育長)

4 小学校再編の大西会長様からも、「合意書の内容を十分に尊重して決定して欲しいということ」「教育委員会として決定後はできるだけ速やかに実行に移して欲しい」というご意見をいただいております。我々としたしましても、なるべくスピード感を持って急いでと思っておりますが、構想、設計、実施というものは行政の手続きですので、きちんと丁寧に踏まえないといけないという所をご理解いただければと思います。

(承認)

5) 議第16号 伯太地区4小学校の再編について

(教育総務課主査) 追加資料5により説明

第3回再編地域協議会を8月22日に開催し、先月7月24日の定例教育委員会の際に説明しておりました内容から一部修正し、合意書を取り交わしました。修正の内容につきましては、開校時期につきまして、引き続き協議を行うこととしておりましたが、中学校の再編地域協議会において、中学校の開校時期は令和13年度を目途に開校を目指すことで合意となったことから、令和13年度に現在の伯太中学校を改修することが可能と考え、令和14年度を目途に開校を目指すこととなりました。これにより、本日はこの再編に関し、①安田小学校、母里小学校、井尻小

学校、赤屋小学校の再編につきまして、安来市立小中学校適正配置基本計画において示された、安田、母里、井尻、赤屋各小学校を再編する。②学校の位置につきまして、再編後の場所については、利便性、安全性、環境性の立地に関する評価や、敷地、建物の評価を行い比較検討した結果、現在の伯太中学校とする。③再編の時期につきまして、4校の再編は、令和14年度を目途に開校を目指す。ただし、井尻小学校は、令和9年4月1日から現母里小学校へ通学することとする。といたしております。なお、4ページには、合意書の写しを掲載しております。

(委員)

伯太地区4小学校の再編内容について、全く問題ないと思いますが、二中・伯太中の合併が令和13年度と最初に合意され、それを受け伯太地区の小学校が令和14年度という流れと思いますが、もう一方の二中校区の3小学校についての現状は、どのようになっていますでしょうか。

(教育総務課主査)

再編場所の選定に二中校舎が含まれておりますことから二中校舎を使うのか壊すのか、どちらにするかというところで影響します。この校区の委員さんの意見を伺った所、現二中校舎を使用する場合は最短でも令和14年度の開校となりますことから、委員さんの約半数くらいの方からは二中校舎以外でなるべく早い時期で再編をしたいというものでした。そういう意見を受けまして、今後の予定としましては、早期に再編地域協議会を立ち上げたいという思いがありますので、現在委員さんの選出の方をお願いしている状況となっております。

(教育長)

まずは第一段階で、場所と時期を決定するというのがメインで、再編協議会を立ち上げますので、まだ、どう思われますかという意見の段階では、「早くしたい」という人と、「場所は第二中学校跡が良いのではないか」という人など、それぞれお考えがあるみたいです。そのあたりをどんなふうに、この再編協議会の中で、地域としての話し合いになるのかというところでの中心的な議題として、早急に協議をして始めないといけないというのが8月21日時点での現況でございます。

(委員)

やはり今の部分でいうと、早くしたいという気持ちはわかりますが、何を大事に一番最初に優先するかというところだと思います。後から考えたら、やっぱり二中が良かったなどとなると後々その辺が心配なので、何を大事にかということを考えてもらったらいいかなと思います。

(教育長)

急ぐことももちろん大事ですが、距離なのか、早くやるという時期なのか、どこに重きを置くかという視点が大事だと思います。

(承認)

5. 報告事項

1) 報第5号 令和7年度全国学力・学習状況調査 安来市の結果について

2) 報第6号 広瀬小学校改修工事整備計画について

6. その他

1) 安来市小中学校適正配置について

次回定例会

9月30日(火) 15:30から

7. 閉会宣言

教育長が午後2時50分閉会を宣言し、8月定例教育委員会の日程を終了した。